

2022年3月31日
西日本化粧品工業会
薬事法規委員会

「化粧品等の表示に関する講習会」で寄せられた質問と回答（Q&A）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2022年1月26日から2月2日、2月10日から2月16日にかけてオンデマンド配信にて開催いたしました、「化粧品等の表示に関する講習会」において、参加者から講演動画視聴後に寄せられた質問を下記のQ&Aとして取りまとめました。

当会会員・非会員関わらず多数の方にご参加いただき感謝申し上げますと共に、今後も引き続き医薬品医療機器等法、景品表示法等に従い適切な表示をしていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

No.1 団体活動と最近のトピックス

Q 1

・弊社は東京化粧品工業会の会員ですが、西日本化粧品工業会の作成している資料をいただくことは可能なのでしょうか。大変参考になる情報だと思っておりますので、粧工連会員には配布を希望します。

・日本化粧品工業連合会会員の者は、西日本化粧品工業会の広告、お客様対応事例等の会員向けページの利用は可能でしょうか。大変有効的なページだと思えました。ぜひ利用したいです。

・現在、化粧品工業会未加入ですが、東京化粧品工業会に入会した場合、西日本化粧品工業会の各種サービス（発行資料、会員向け広告表現検索システムなど）が利用可能かどうか、気になりました。

・各冊子・HP等活用させていただきたい事例がたくさんありました。東京化粧品工業会の会員は西日本化粧品工業会の会員にも登録しなければ利用させていただけないのでしょうか。

A 1

現状では、西日本化粧品工業会のシステムや資料は西日本化粧品工業会の会員にのみ配布・公開していますので、ご了承ください。なお、東京化粧品工業会と西日本化粧品工業会2団体に加入することも可能ですが、2023年4月には日本化粧品工業連合会及びその傘下の3団体が統合いたしますので、統合後は利用が可能になるよう検討しています。

No.4 化粧品・医薬部外品の表示 ～使用期限、用法・用量、使用上の注意～

Q 2

スライドNo.29、30で「小麦由来成分」、「コチニール等」が含まれている旨を記載すること、とございますが、全成分表示に記載するだけで、対応できていると考えてもよいのでしょうか？それとも、全成分表示に記載して、さらに別途で「小麦由来成分」、「コチニール等」が含まれている旨を記載する必要があるのでしょうか？

A 2

全成分表示名称が「加水分解コムギ」、「コチニール」、「カルミン」のように全成分表示から小麦由来成分、コチニール等が含まれていることがわかる場合、記載は不要です。全成分表示名称から小麦由来、コチニール等であると判断できない場合は、別途記載が必要になります。

Q 3

スライド 6 枚目の意味は、要するに、すべての化粧品において 3 年以上の安定性が確認できないものについては使用期限を記載しなければいけないという意味でよろしいでしょうか？

A 3

適切な保存条件下での 3 年以上の安定性が確認できない化粧品は使用期限を記載する必要があります。

No.5 化粧品・医薬部外品の表示 ～内容量、種類別名称、原産国、問合せ先等～

Q 4

せっけんの種類別名称は、「せっけん」だけなのでしょうか。例えば販売名に「ソープ」や「ハンドソープ」が入っている場合は種類別名称は省略可能でしょうか。

A 4

化粧石けんは化粧品公正取引協議会が定める「化粧品の表示に関する公正競争規約」の対象ではありません（化粧品の表示に関する公正競争規約 3 条 1 項より）。化粧石けん公正取引協議会にお問合せください。

Q 5

スライドNo.5の「内容量の表示単位の目安」で粘度 10,000 を境に g か mL を使い分ける旨の説明がございますが、化粧品に関して、この使い分けが記載されている通知などが存在するのでしょうか？（歯磨き類に関しては、「歯みがき類の表示に関する公正競争規約」の第 6 条はあるのですが、化粧品に関しても存在するのでしょうか？）

A 5

現在は廃止されておりますが、以下通知内容を目安としてお知らせしています。

「化粧品の内容量の表示方法（計量単位）について」（昭 34.12.25 厚生省薬務局薬事課長内かん）

Q 6

スライド 28 枚目の「見本品・試供品であっても、法定表示は必要」の意味は、景品表示法は適応除外されることがあっても薬機法での規制は除外されないためすべての記載が必要という意味でしょうか？

A 6

見本や試供品でも、それぞれの法律や基準の目的を果たすために必要な表示は省略はできません。このため、薬機法だけでなく景表法（公正競争規約）に関わる表示についても「見本」「試供品」だから省略できるのではなく、それぞれの表示項目についての省略基準に合致するため省略できるということにご留意ください。

Q 7

一般消費者によって明らかに国産品であることが認識されるものは原産国表示は省略できるとありますが、例えばどんな例がありますか？

A 7

日本語以外での表記など、外国を想起させるような表示・デザインのものでなければ国産品であると認識されると考えられます。

Q 8

令和 4 年 1 月 31 日付をもって承認の申請があった『化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則』の一部変更について（種類別名称）の表示の肉太が削除されています。今まで肉太にしていたものは認められないということでしょうか。

A 8

化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則第 2 条の「肉太」の文言が削除されておりますが、本条に定めている「目立つように表示する」に沿っている場合には肉太での表記も認められます。

No.6 その他関連表示 ～日やけ止め・危険物・外皮消毒剤・リサイクルマーク～**Q 9**

2 点、質問があります。

1) テキスト 6-15 で、輸送梱包箱は「一般的に容器包装と概ね判断されないもの」となっておりますが、6-20 で、通販の袋は「識別対象」となっております。これらの違いをご教示いただけますでしょうか。

2) 6-21 で、「試供品、見本などを表示し、無料で提供されるもの」は対象外となっております。「非売品」と表示しているものも、識別対象外として問題ないでしょうか。

A 9

1) 識別表示は、輸送の目的・主体によって表示義務の有無が異なります。卸売業者が小売業者に商品を販売するなど、業者間で商品を輸送するための容器包装で事業者が廃棄する容

器包装は対象外となります。通信販売に用いられる容器や包装は、通信販売が小売りの業態の一つと捉えられ「商品」の容器包装であるため、対象となります。

(経産省 HP「容器包装の識別表示に関する Q&A」 Q89 より)

URL : https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/faq1.html)

2) 非売品も試供品・見本と同様に、非売品専用の容器である、「非売品」の表示があるなど、明確に通常の商品と区別できるのであれば、識別マークは必要ありません。

(経産省 HP「容器包装の識別表示に関する Q&A」 Q90,Q91 より)

URL : https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq/faq1.html)

Q 1 0

UV 耐水性表示は SPF、PA 記載をする商品については必須記載でしょうか？

A 1 0

UV耐水性表示は、ISO18861に則った試験を行い、表示基準に達した製品にのみ表示が可能であり、SPF、PAの記載があったとしてもこの試験を行っていない製品、試験を行っていても表示基準に達していない製品には表示しないよう求められています。このため、SPF、PA記載をする商品についての必須記載ではありません。

Q 1 1

容器包装 識別表示に関する化粧品業界のガイドライン(6-17 34 に記載されている) の掲載されている URL を教えてください。

A 1 1

ご質問のガイドラインは日本化粧品工業連合会が発出した文書ですので、日本化粧品工業連合会ホームページよりご確認ください。

(URL: <https://www.jcia.org/admin/information/detail/code/00005814>)

以上

☞ 昭34年12月25日付厚生省薬務局薬事課長内かん「化粧品の内容量の表示方法（計量単位）について」は現在廃止されているが、参考として本 Q&A に添付する。
（出典：薬事日報社（1999）医薬部外品化粧品関係通知集 1999）

●化粧品の内容量の表示方法（計量単位）について

（昭和34年12月25日
各都道府県衛生主管部（局）長あて
厚生省薬務局薬事課長内かん）

[参照]
法第36条

標記については、薬事法施行規則第36条に規定されているところであるが、化粧品の種類によっては、固体のポマード等そのものの本質からして容量をもってしては内容量の表示の正確を期し難いものがあり、また、本件に関する都道府県の指導も従来必ずしも統一されていないので原則として、下記によることが化粧品計量の適正をはかるため、のぞましいと思われるのでよろしくご配慮願いたい。

記

- 1 重量表示を行なう化粧品
摂氏20度において粘度10,000C.P.S 以上のもの
- 2 容量表示を行なう化粧品
摂氏20度において粘度10,000C.P.S 未満のもの